

## 定期自主検査を行わなければならない機械等一覧

対象となる機械等	頻度
ボイラー (小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。)	1月以内ごとに1回
小型ボイラー (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。)	1年以内ごとに1回
第一種圧力容器 (小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。)	1月以内ごとに1回
小型圧力容器 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)	1年以内ごとに1回
第二種圧力容器 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)	1年以内ごとに1回
つり上げ荷重が3t以上のクレーン (スタッカー式クレーンにあつては、1t以上)	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
つり上げ荷重が0.5t以上3t未満のクレーン (スタッカー式クレーンにあつては、0.5t以上1t未満)	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーン	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
つり上げ荷重が0.5t以上3t未満の移動式クレーン	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
つり上げ荷重が2t以上のデリック	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリック	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
積載荷重が1トン以上のエレベーター	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーター	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
積載荷重が0.25t以上の簡易リフト	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
ガイドレール(昇降路を有するものにあつては、昇降路)の高さが18m以上の建設用リフト(積載荷重が0.25t未満のものを除く。)	1月以内ごとに1回
ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフト	1月以内ごとに1回
ゴンドラ	1月以内ごとに1回
活線作業用装置 (その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては600Vを超える充電電路について用いられるものに限る。)	6月以内ごとに1回
活線作業用器具 (その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。)	6月以内ごとに1回
フォークリフト	1年を超えない期間ごとに1回 ----- 1月を超えない期間ごとに1回
車両系建設機械 *鉄骨切断機等を含む(H25.7.1~)	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
ショベルローダー	1年を超えない期間ごとに1回 ----- 1月を超えない期間ごとに1回
フォークローダー	1年を超えない期間ごとに1回 ----- 1月を超えない期間ごとに1回
ストラドルキャリアー	1年を超えない期間ごとに1回 ----- 1月を超えない期間ごとに1回
不整地運搬車	2年を超えない期間ごとに1回 ----- 1月を超えない期間ごとに1回
作業床の高さが2m以上の高所作業車	1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
絶縁用保護具 (その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。)	6月以内ごとに1回
絶縁用防具 (その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える充電電路に用いられるものに限る。)	6月以内ごとに1回
動力により駆動されるプレス機械	1年以内ごとに1回
動力により駆動されるシャー	1年以内ごとに1回
動力により駆動される遠心機械	1年以内ごとに1回
化学設備(配管を除く。)及びその附属設備	2年以内ごとに1回
アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置 (これらの装置の配管のうち、地下に埋設された部分を除く。)	1年以内ごとに1回
乾燥設備及びその附属設備	1年以内ごとに1回
動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの (鉄道営業法、鉄道事業法又は軌道法の適用を受けるものを除く。)	3年以内ごとに1回 ----- 1年以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回
局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置	1年以内ごとに1回
特定化学設備及びその附属設備	2年以内ごとに1回
ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるもの	6月以内ごとに1回 ----- 1月以内ごとに1回

の機械は、別に性能検査が必要(特定機械)

の定期自主検査は、特定自主検査

性能検査とは、一定の使用期間ごとに安全性を確認し、検査証の有効期限を更新するかどうかを決定する検査で、登録性能検査機関が行う検査です。  
定期自主検査とは、検査期間(例えば1年や1月)により検査項目が異なりますが、その機能を点検し、異常の早期発見と整備補修をおこなうもので、事業者が行う検査です。  
特定自主検査とは、厚生労働省令で定める資格を有している労働者または、登録検査業者が行う検査です。